

平成25年1月21日

公明党税制調査会

会長 斉藤 鉄夫 様

特別区長会

会長 西川 太一郎

相続税改正に関する緊急要望

貴職におかれましては、内外とも課題山積する諸情勢の中、積極的に国政運営にご尽力頂いておりますことに、心より敬意と感謝を表します。国存亡の危機とも言える国難の中、多くの国民の支持により、御党に政権運営をご担当頂くことになりましたことについて、首都900万の区民の区政を預かる区長会と致しましても強い期待と関心を持っているところです。今後、国の政策実現に向けて、区長会としても出来る限りご協力を申し上げる所存であります。

さて、今般の税制改正における相続税の取り扱いについて、区長会としての意見を申し上げます。首都機能が所在し、人口密度が高く、経済活動も旺盛な23区区域では、従来から相続税の負担が大きく、区民の生活上も都市環境上も負荷にさらされてきました。土地面積や住宅の規模など、全国的な比較で見ればごく普通の持ち家に居住する庶民が、一旦相続が発生した場合、その収入の水準を大きく上回る相続税の納税のために借金、或いは現に居住する土地資産の売却を余儀なくされるなど、生活の基盤そのものが脅かされてきました。

住環境全体に対する影響も大きく、相続税対策で売却された土地が分割されて狭小な宅地となり、過密化と防災上の危険に繋がっています。また、屋敷林や生産緑地など都市の貴重な緑が年々減少していることは、都市の居住性や防災、景観、地球環境など様々な観点から問題となっていますが、その大きな要因も相続税対策であります。

以上のとおり、現状においても、相続税の負担は23区など都市部では過大となっており住民の生活上の大きな脅威となっています。これが、さらに課税強化されるようなことになれば、その影響は計り知れないものがあり、住民の生活や環境を脅かすのみならず、都市のコミュニティの崩壊にもつながりかねません。

また、景気回復策に伴う地価の高騰も懸念される中、これ以上相続税負担が拡大することになれば、特に地価の高い地域を中心に中小企業における事業継承の困難度も高まり、地場産業への大打撃とも成りかねません。

以上の諸点から、特別区長会としては、相続税の改正につきましては、東京の特性にご配慮いただき善処されるよう要望いたします。